

土地改良区が使用する A重油と軽油

平成26年6月
農林水産省土地改良企画課



税目と税率

土地改良区が使用する揚水機、バックホー、草刈り機などの土地改良施設の維持管理のために使用する農林漁業用A重油と軽油は次の税が免除されます。

区分	税目	税率	適用期限
農林漁業用 A重油	石油石炭税(国税)	2.04円/ℓ	平成29年3月
	石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税(国税)	0.50円/ℓ	平成29年3月
軽油	軽油引取税(都道府県税)	32.1円/ℓ	平成27年3月
	石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税(国税)	0.50円/ℓ	平成29年3月

免除の対象

A 重油

石油石炭税の免税及び還付

対象

- ・ 農林漁業の用に供するもの
(租税特別措置法第90条の4、第90条の6)

対象業種

- ・ 穀作農業
- ・ 圃場作物農業
- ・ 果樹・樹園農業
- ・ 施設園芸農業
- ・ 畜産農業
- ・ 養蚕農業
- ・ **これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業**

(「租税特別措置法(間接諸税関係の取扱いについて)」の一部改正について(法令解釈通達)

第3節 第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係)

軽油

軽油引取税の免税

対象

- ・ 農地の造成又は改良を主たる業務とする者

(地方税法附則第12条の2の7第1項第4号
地方税法施行令附則第10条の2の2第4項)

対象用途

- ・ **耕うん整地用機械**
- ・ **栽培管理用機械**
- ・ 収穫調整用機械
- ・ 植物繊維用機械
- ・ 畜産用機械

(地方税法施行令附則第10条の2の2第5項)

石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税の還付

対象及び対象業種

A 重油における石油石炭税の還付対象に準ずる

(租税特別措置法第90条の3の4、

「租税特別措置法(間接諸税関係の取扱いについて)」の一部改正について(法令解釈通達) 第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係)

免除の対象機械の例

A重油	軽油
対象機械 <ul style="list-style-type: none">・ 揚水機・ 自家発電機	対象機械 <ul style="list-style-type: none">・ 動力耕うん機・ プラウ・ トラクター(モアによる草刈り等)・ ブルドーザ・ 碎土機・ ハロー鎮圧機・ 揚水機・ 油圧ショベル(バックホー)
	対象とならない機械 <p>移動用の機械は対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自動車 <p>ただし、農耕の作業を行う場合のけん引車は免税対象です。</p>

石油石炭税の免税・還付

● 農林漁業用 A 重油の免税及び還付制度

農林漁業に使用する重油は、国内の農林漁業の振興のために、2.04円／ リットル の石油石炭税(国税)が免除されています。

▶ 輸入重油

国内の用途を農林漁業に限定して輸入される重油は、昭和54年に創設された石油税が免除されています。

※平成15年10月から石炭にも課税され、現在は名称が「石油石炭税」に変更されています。

▶ 国産重油

原油で輸入されて国内で精製される国産重油は石油税が課税されており、輸入重油とのアンバランスを解消するため、平成元年に国産重油の石油税還付制度が創設されました。

現在の石油石炭税の還付は、税を負担した製造者(元売り会社)に還付され、販売価格に反映されています。

地球温暖化対策税の還付

● 石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税の還付制度

地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるため、特定分野や産業に過重な負担とならないよう、平成24年10月から全ての化石燃料に対し薄く広く課税されることとなり、現行の石油石炭税に、CO2排出量に応じた税率が上乗せされます。

上乗せされる税率は急激な負担増とならないよう段階的に引き上げられ、平成28年4月からは0.76円／リットルが上乗せされることとなります。

農林漁業用A重油及び免税軽油には、国内の農林漁業の振興のために、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税が課税されません。

軽油引取税の免税

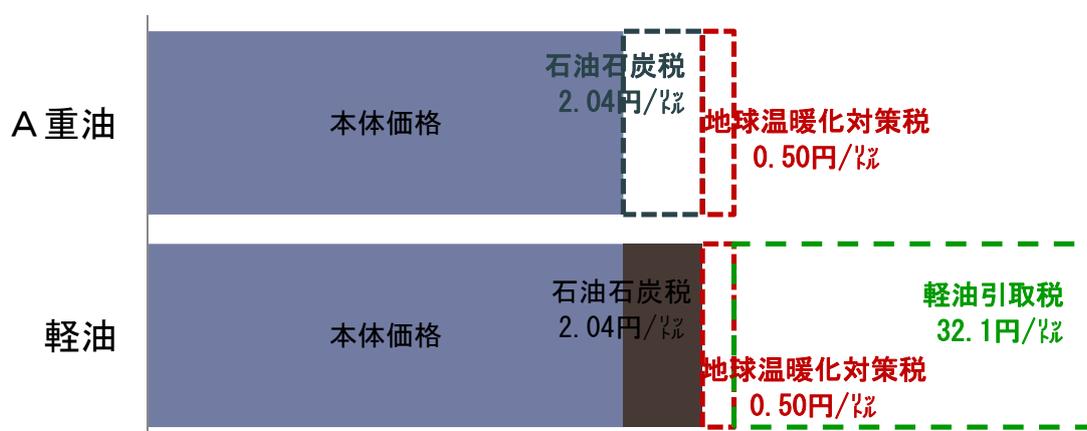
● 軽油を購入(引取)する際に課税される軽油引取税の免税制度

昭和12年に揮発油税(国税)が創設され、ガソリンに税金が課されていましたが、軽油には課されていなかったため、昭和31年に地方税として軽油引取税が創設され、揮発油税とともに道路整備のための特定財源に充てる目的税として課されてきました。

道路を走らない農業用機械は軽油引取税の免税措置がとられました。昭和29年からの道路特定財源は、平成21年に廃止され、現在は一般財源となったため、恒久的な免税措置ではなく、平成26年度までの時限措置とされています。

軽油引取税は購入(引取)する際に課税され、最終的に消費者が負担し、販売業者から都道府県に納税されます。税率は32.1円/ℓで、免税措置がとられている農業機械に使用する場合にはかかりません。

価格の構成



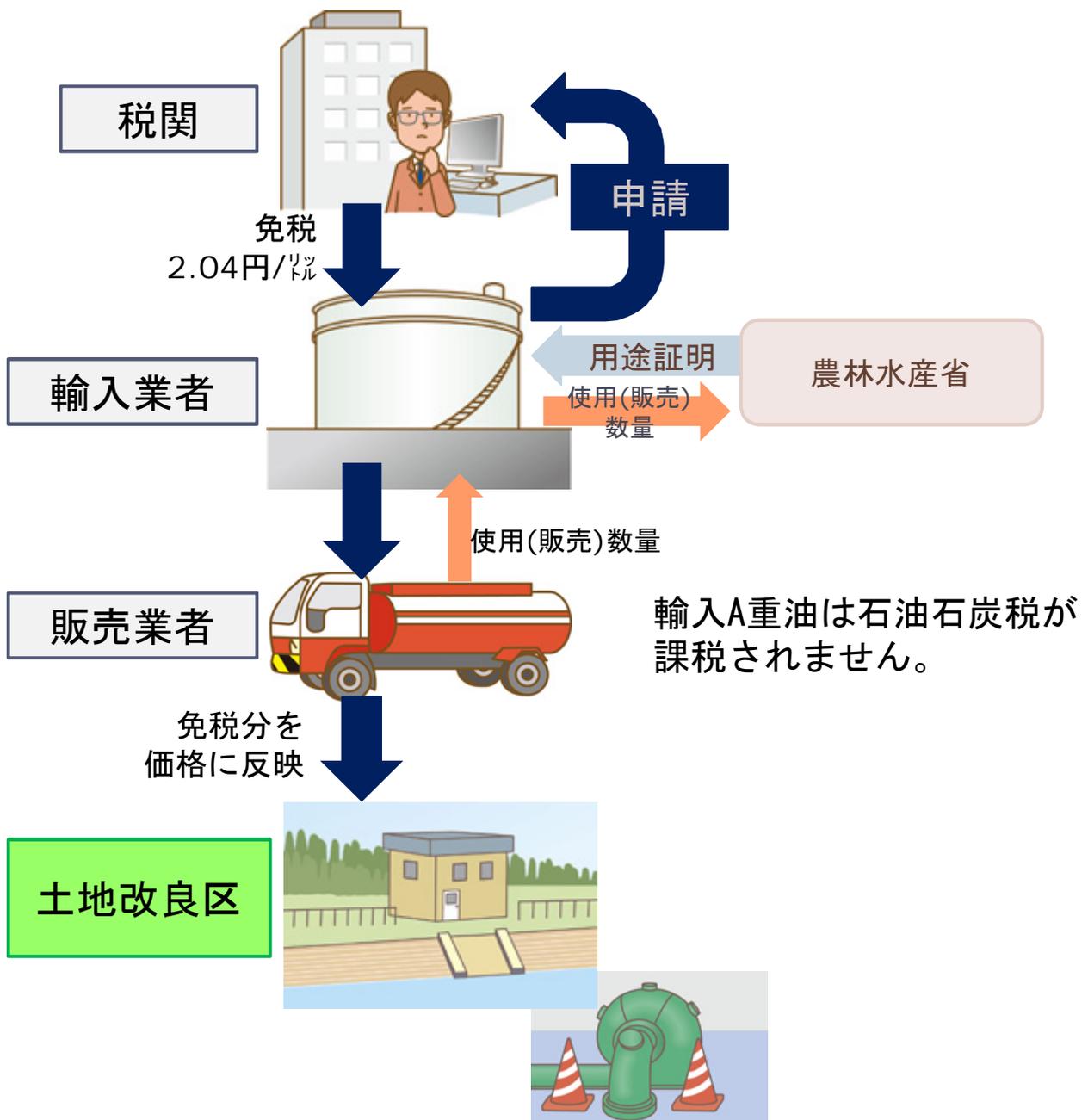
- 石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税は、段階的に税率が引き上げられます。

時期	H24. 10～	H26. 4～	H28. 4～
税率	0.25円/ℓ	0.50円/ℓ	0.76円/ℓ

- 指標となるガソリン価格が、連続3ヶ月の平均が160円/ℓを超え、揮発油税の本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率15円/ℓのみの課税となる規定がありますが、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、適用を停止されています。

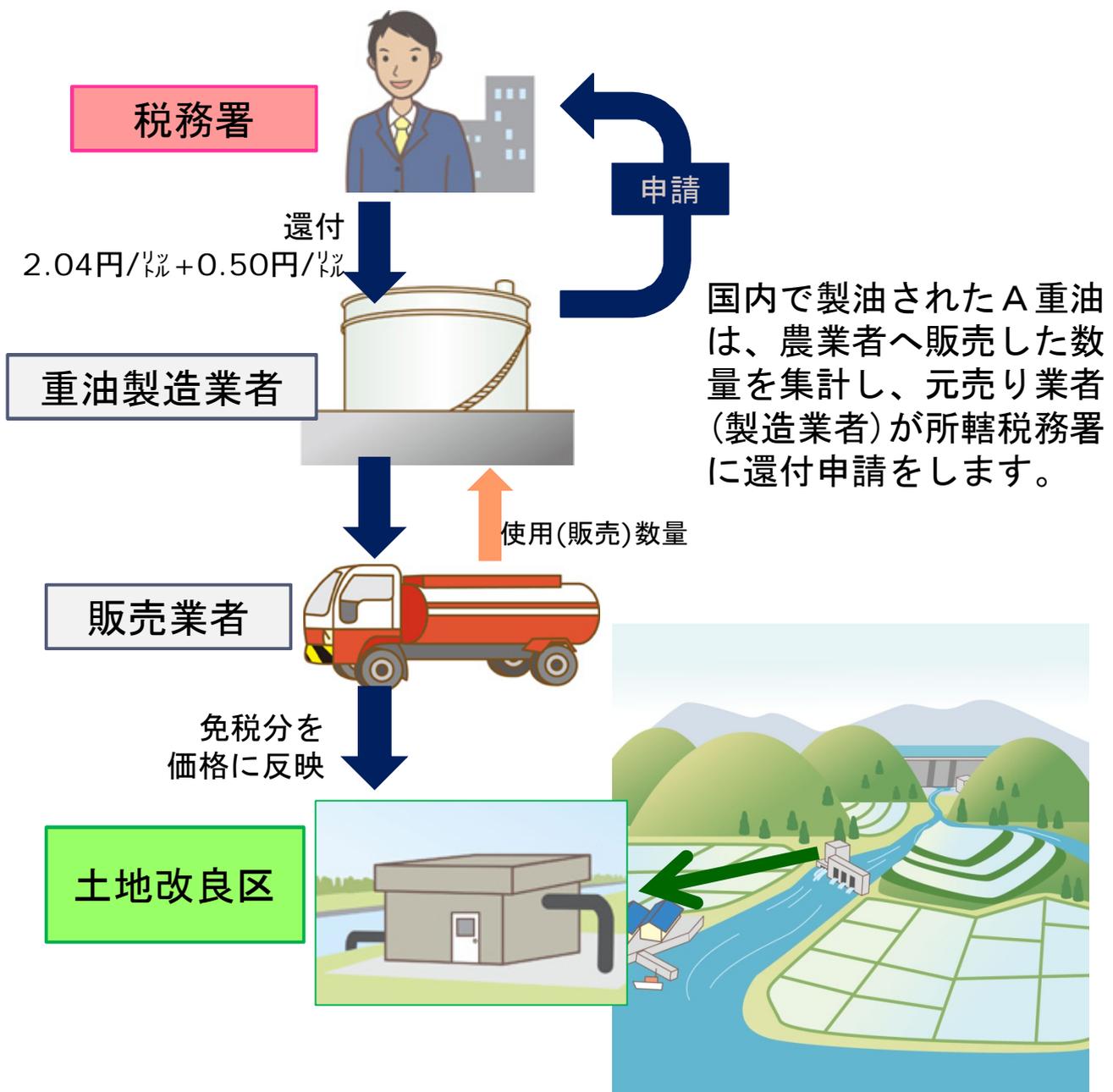
石油石炭税の免税制度

● 農林漁業用輸入A重油の場合

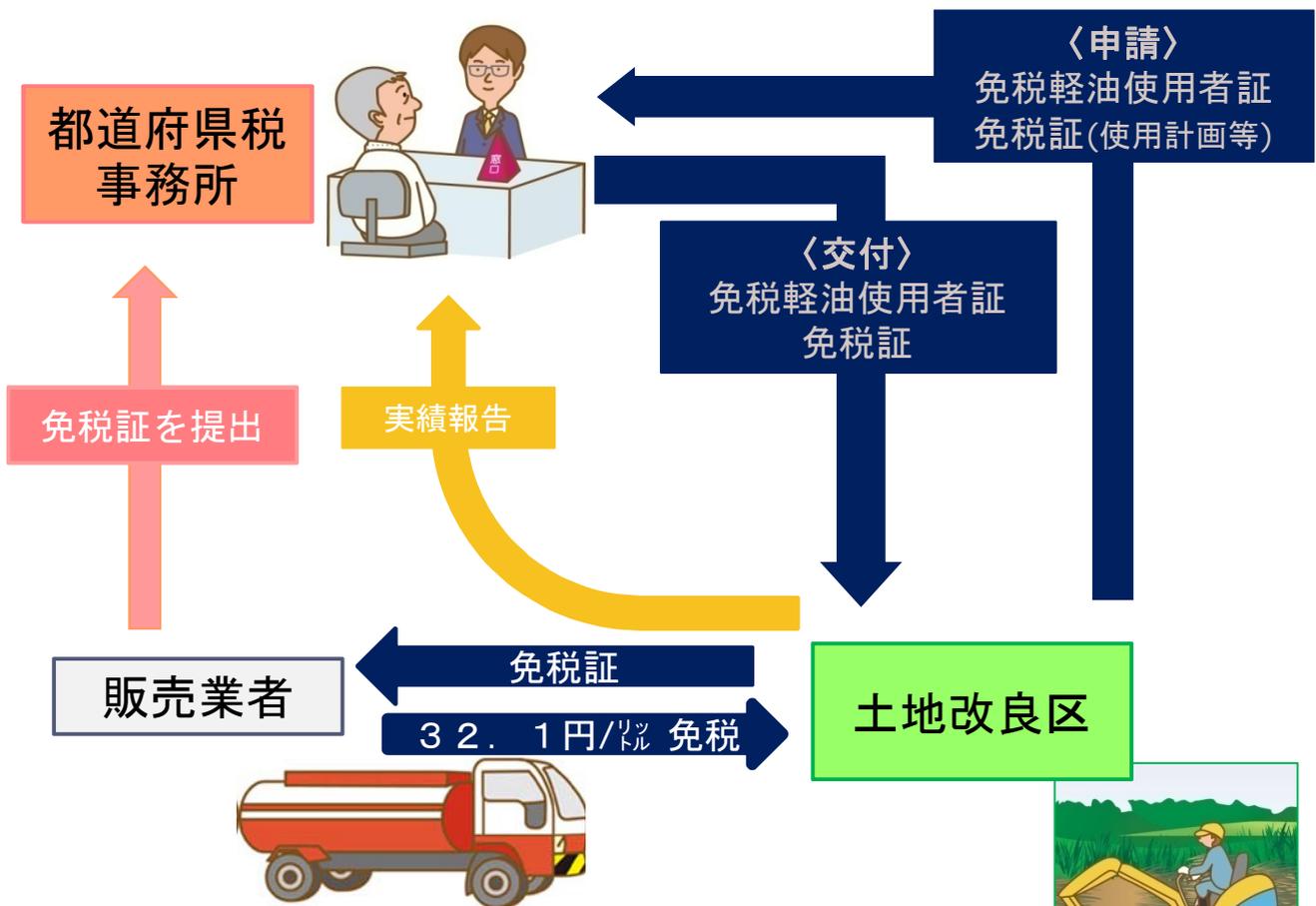


石油石炭税の還付制度

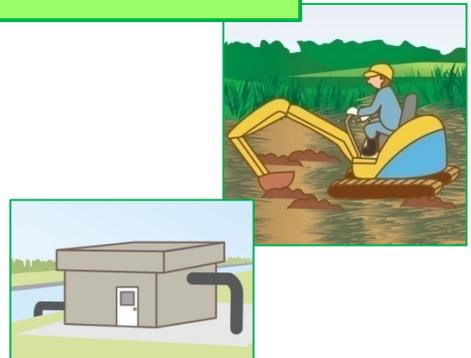
● 農林漁業用国産A重油の場合



軽油引取税の免税制度



あらかじめ都道府県税事務所から免税軽油使用者証の交付を受け、使用数量と販売店名を記載した計画により交付された免税証を持って販売店から32.1円/ℓ免税された軽油を購入(引取)することができます。



記帳・保管

A重油	軽油
<p>輸入重油は輸入者が農林水産大臣の用途証明を受け税関の承認を得て無税となります</p> <ul style="list-style-type: none">・用途証明を受けるために必要な購入証明書を販売業者を通じて農林水産省に提出するため、購入時の伝票等を保管	<p>都道府県税事務所へ実績報告書を提出します</p> <ul style="list-style-type: none">・毎月末に前月分の使用実績を都道府県税事務所に報告・月平均の使用料が1,000ℓ以下の場合は都道府県の条例により、まとめて報告することが出来る場合がある
<p>国産重油は指定業者が販売数を集計し元売り業者が還付申請をします</p> <ul style="list-style-type: none">・指定された業者の販売数量を全農等で集計するため、確認が取れるよう購入時の伝票等を保管	
<p>免税軽油の実績報告書の写しの保管で地球温暖化対策税の記帳に代えられます</p> <ul style="list-style-type: none">・都道府県税事務所に提出する免税軽油の実績報告書の写しを保管	

①石油石炭税法（関係条文）

（税率）

第9条 石油石炭税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 原油及び石油製品 1キロリットルにつき2,040円
- 二 ガス状炭化水素 1トンにつき1,080円
- 三 石炭 1トンにつき700円

②租税特別措置法（関係条文）

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、平成24年10月1日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 1キロリットルにつき2,800円
- 二 ガス状炭化水素 1トンにつき1,860円
- 三 石炭 1トンにつき1,370円

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第90条の3の4 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成29年3月31日までに、原油若しくは関税定率法別表第2710・19号の1の（3）若しくは第2710・20号の1の（4）に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された同表第2710・12号、第2710・19号及び第2710・20号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第90条の3の2第1号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第9条第1号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取った者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

一から四 略		
五 農林漁業を営む者	軽油	農林漁業の用

(引取りに係る石油製品等の免税)

第90条の4 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間（第4号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成29年3月31日までの間）、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一から三 略

四 関税暫定措置法別表第1第2710・19号の1の(3)のAの(b)又は第2710・20号の1の(4)のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）で、農林漁業の用に供するもの

五 略

2から7 略

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第90条の6 農林漁業を営む者が、平成29年3月31日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第2710・19号の1の(3)のA又は第2710・20号の1の(4)のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、第90条の3の2第1号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

2から8 略

③租税特別措置法施行令（関係条文）

（特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等）

第48条の7 法第90条の3の4第1項の規定により同項の差額に相当する金額の還付を受けようとする特定用途石油製品（同項に規定する特定用途石油製品をいう。以下この条及び次条において同じ。）の製造者又は承認輸入者（同項に規定する承認輸入者をいう。以下この条において同じ。）は、当該特定用途石油製品が同項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された日後1年以内（同表の第五号の下欄に掲げる用途に供された場合にあつては、2年以内）に、次に掲げる事項（承認輸入者にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書に当該特定用途石油製品が同表の各号の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の第1号から第4号までの下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品に該当する旨の国土交通大臣の証明書又は同表の第五号の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製品に該当する旨の農林水産大臣の証明書を添付して、当該特定用途石油製品の製造場又は承認輸入者の住所若しくは居所（財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた場所）の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 当該特定用途石油製品の製造場の所在地及び名称
- 三 法第90条の3の4第1項の表の各号の下欄に掲げる用途に供された当該特定用途石油製品の数量
- 四 還付を受けようとする金額
- 五 その他参考となるべき事項

2 前項の特定用途石油製品を同項の用途に供する者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 移入した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 消費した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、消費の年月日及びその用途
- 三 貯蔵している当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量

3 第1項に規定する特定用途石油製品の製造者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量及び製造の年月日
- 二 貯蔵している当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量
- 三 移出した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称

関係法令

- 4 前項の特定用途石油製品の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
 - 一 購入した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 販売した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、販売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 三 返品した当該特定用途石油製品の品名、品名ごとの数量、返品の年月日並びに返品先の住所又は居所及び氏名又は名称
- 5 第1項に規定する特定用途石油製品の承認輸入者は、その引取りに係る当該特定用途石油製品の品名及び品名ごとの数量並びに引取りの年月日を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が石油石炭税法施行令（昭和53年政令第132号）第20条第8項本文又は第9項の帳簿に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

（輸入特定用途石油製品に係る承認の申請）

- 第48条の8 法第90条の3の4第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 申請者の住所地又は居所地以外の場所に特定用途石油製品の輸入に係る事務所を有する場合には、その所在地
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 国税庁長官は、法第90条の3の4第1項の承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与えない場合にはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。
- 3 法第90条の3の4第1項の承認を受けている者が、同項の規定の適用を受ける必要がなくなつた場合において、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官に提出したときは、その提出があつた日後については、当該承認は、その効力を失う。
- 一 提出者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 法第90条の3の4第1項の承認を受けた年月日
 - 三 その他参考となるべき事項

④租税特別措置法施行規則（関係条文）

（還付の申請に係る場所の特例の承認の申請等）

第39条の4 施行令第48条の7第1項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 承認を受けようとする場所の所在地
- 三 当該承認を受けようとする場所を便宜とする事情
- 四 申請者が住所若しくは居住地又は第2号に掲げる場所以外の場所に事務所若しくは事業所を有する場合には、これらの所在地
- 五 その他参考となるべき事項

2 国税庁長官は、施行令第48条の7第1項の承認を受けた者の当該承認を受けた場所が当該承認を受けた後におけるその者の事業の状況その他の事情からみて不適當であると認められることとなつた場合には、その承認を取り消すことができる。

3 国税庁長官は、前項の規定により施行令第48条の7第1項の承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を書面により当該承認を取り消される者に通知しなければならない。

4 施行令第48条の7第1項の承認を受けている者が、当該承認を受けている必要がなくなつた場合において、その旨及び次に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官に提出したときは、その提出があつた日後における同項の規定による申請書の提出は、同項に規定する当該製造場又は承認輸入者の住所若しくは居所の所在地の所轄税務署に対し、行うものとする。

- 一 提出者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 施行令第49条第3項又は施行令第50条第2項の承認を受けた年月日
- 三 その他参考となるべき事項

⑤国税庁基本通達「租税特別措置法の（間接諸税関係）の取扱いについて」（関係部分）

目次

第1章 （略）

第2章 石油石炭税の還付措置関係

第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3 共通関係

第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した
た場合の石油石炭税の還付》関係

第3節 （略）

第4節 租特法第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還
付》関係

第5節 （略）

第6節 （略）

第3章・第4章 （略）

本文

第2章 石油石炭税の還付措置関係

第1節 租特法第90条の3の4～第90条の6の3 共通関係

（用語の意義）

1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(6) （略）

(7) 特定用途石油製品 租特法第90条の3の4第1項《特定の石油製品を特定の運送
又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「特定用途石油製
品」をいう。

(8)～(20) （略）

（数量測定）

3 特定の用途に供する特定用途石油製品、製造承認に係る石油化学製品の原料に供する
特定揮発油等、農林漁業の用に購入される農林漁業用A重油及び製造承認に係る石
油アスファルト等の数量測定は、石油石炭税法取扱通達第23条《原油、石油製品又は
ガス状炭化水素に係る移出又は引取数量の意義等》及び第26条《原油、石油製品又は
ガス状炭化水素の数量の常温換算等》に規定する方法によること。

（注） 石油アスファルト等の数量測定を容量により行っている場合で、常時、当該容量
を日本工業規格に定める方法その他適正と認められる方法により重量に換算し、そ
の重量により取引等を行っているときは、当該重量を当該移出又は消費に係る石油
アスファルト等の数量とし、租特令第50条の2第8項の規定を適用して差し支えない。

(還付金が過大であった場合の取扱い)

- 4 租特法第90条の3の4第1項、同法第90条の5第1項、同法第90条の6第1項、同法第90条の6の2第1項及び同法第90条の6の3第1項の規定により還付した金額が過大であった場合には、国税収納整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)第9条《国税等の徴収及び収納》並びに国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)第8条《調査決定》及び同規則第12条《納入の告知》の規定による手続により、その過大となる金額の返納が必要となるのであるから留意する。

第2節 租特法第90条の3の4《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係

(「農林漁業の用」に供したものの範囲)

- 2 租特法第90条の3の4第1項に規定する「農林漁業の用」に供したものと、次に掲げる用途に供したものをいう。

(1) 農業用のものについては、次に掲げる業種(これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業(土地改良区等の農地の造成又は改良を主たる業務とする者による事業を含む。))を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。)において使用される機械及び器具(農作業に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。)の動力燃料として使用されたもの(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるものをいう。))のすべての委託を受けて農作業を行う者により使用されたものを含む。)

耕種農業、畜産農業

(2) 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具(集材に直接使用される運搬車を含み、その他の運搬専用の車両を除く。)の動力燃料として使用されたもの

育林業、素材生産業、その他の林業

(3) 漁業用のものについては、次に掲げる業種(水産加工業を除く。)において使用される動力漁船(漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第2項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。)の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機(漁船捲上機用及び地びき網用)及び換水用動力機の動力燃料として使用されたもの

海面漁業(釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。)、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業

(還付申請)

- 3 租特法第90条の3の4第1項の還付の申請については、次による。
- (1) 還付の申請は、特定用途石油製品がその特定用途に供されたものであることの国土交通大臣又は農林水産大臣の証明書を添付して申請する必要があることに留意する。
 - (2) 還付の申請は、還付金額が僅少であることその他の理由により1月ごとの申請により難い事情がある場合等においては、これを数か月分まとめて行うこととして差し支えない。ただし、還付の申請に係る特定用途石油製品がその用途に供された日後1年(農林漁業の用に供されたものについては2年)を経過したものであるときは、還付の対象とならないのであるから留意する。

第4節 租特法第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係

(「農林漁業の用に供するもの」の範囲)

- 2 租特法第90条の6第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》に規定する「農林漁業の用に供するもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。(平16課消3-13改正)

- (1) 農業用のものについては、次に掲げる業種(これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。)において使用される機械及び器具(運搬専用具を除く。)の動力燃料並びに乾燥機(米、麦、茶、たばこ、しいたけその他これらに類する農産物及び牧草の乾燥用のものに限る。)、ボイラー(温室用、畜舎用、家畜洗浄用、農産物の処理用、土壌消毒用、飼料調製用及びこれらに類する用途に供されるものに限る。)及び重油燃焼器(霜害及び冷害防止用のものに限る。)の燃焼用燃料として使用されるもの

穀作農業、穀作以外の圃場作物農業、果樹・樹園農業、施設園芸農業、畜産農業(養鶏農業及び酪農農業を含む。)、養蚕農業

- (2)から(3) 略

(購入証明書の提出)

- 3 租特令第50条第1項《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付の申請等》に規定する「当該重油を同項に規定する用途に供するため購入するものであることを証する書類」(以下「購入証明書」という。)については、全国農業協同組合連合会(全農)、全国漁業協同組合連合会(全漁連)、日本鯉鮪漁業協同組合連合会(日鯉連)又は全国石油業共済協同組合連合会(全石協)(以下「全農等」という。)の各傘下の農林漁業用A重油の販売業者から提出された購入証明書を全農等において取りまとめ、当該農林漁業用A重油を販売した石油販売会社(以下「元売等」という。)を経由して、当該農林漁業用A重油の製造者に提出されることに留意する。(平16課消3-13、平21課消3-7改正)

⑥地方税法（関係条文）

（軽油引取税の税率）

第144条の10 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5千円とする。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第144条の21 第144条の6に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下この節において「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下この節において「免税軽油使用者」という。）は、政令で定めるところにより、免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示するとともに、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行おうとする販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を提出して免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受け、その免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る登録特別徴収義務者に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者は、特別の事情によりこれにより難しい場合に於ては、政令で定めるところにより、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を申請することができる。

- 2 前項の規定により免税証の交付を受けようとする免税軽油使用者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、免税証の交付を受けようとする道府県知事に申請書を提出して免税軽油使用者であることを証する書面（以下この節において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかななければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち当該道府県知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。
- 3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第144の6に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。
- 4 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、免税軽油使用者証の申請の手続、免税軽油使用者証の有効期間その他免税軽油使用者証に関し必要な事項は、政令で定める。

関係法令

- 6 道府県知事は、第1項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他政令で定めるときを除き、免税証を交付しなければならない。免税証には、免税軽油の数量、有効期間並びに免税軽油使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。
- 7 免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、免税軽油使用者は、引取りを行う販売業者の事務所又は事業所所在の道府県の条例で定めるところにより、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。
- 8 免税軽油使用者が免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る免税取扱特別徴収義務者（第1項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税軽油使用者に代わつて、当該免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。
- 9 道府県知事は、第1項ただし書の規定による申請に基づき、免税軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所が所在する販売業者から免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、当該免税証に記載された数量その他必要な事項を当該販売業者に係る当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならない。

（免税証の譲渡の禁止）

第144条の24 免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第144条の27 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令で定める事項を記載した報告書を、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。

関係法令

ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 道府県は、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者については、前項の報告書の提出の期限について、当該道府県の条例で同項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による報告に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附則

(軽油引取税の課税免除の特例)

第12条の2の7 道府県は、平成27年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第144条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第144条の31第4項若しくは第5項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他政令で定める者が航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

2から4 略

(軽油引取税の税率の特例)

第12条の2の8 軽油引取税の税率は、第144条の10の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、3万2千百円とする。

⑦地方税法施行令（関係条文）

（軽油引取税に係る免税の手続）

第43条の15 法第144条の21第1項に規定する免税軽油使用者（以下この条において「免税軽油使用者」という。）は、法第144条の21第2項に規定する免税軽油使用者証（以下この条において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けようとする場合においては、法第144条の21第1項に規定する免税軽油（以下この条において「免税軽油」という。）の用途、当該用途に係る機械又は設備（以下この条において「免税機械等」という。）の明細その他総務省令で定める事項を記載した申請書に、第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付して、これをその交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び書面の様式は、総務省令で定める。

3 免税軽油使用者証には、免税軽油の用途、当該用途に係る免税機械等の明細、有効期間その他総務省令で定める事項を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた道府県知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

7 免税軽油使用者が法第144条の21第1項に規定する免税証（以下この条及び第43条の17において「免税証」という。）の交付を受けようとする場合においては、その都度、免税軽油使用者証を提示して同項の規定による申請書を道府県知事に提出しなければならない。

8 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。

9 第7項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第7項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

10 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。

- 11 第6項の規定は、免税証について準用する。
- 12 第7項の申請書及び第9項の明細書の様式は、総務省令で定める。
- 13 免税軽油使用者は、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合においては、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、当該道府県知事以外の道府県知事に免税証の交付を申請する旨並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの免税機械等の種類、数量及び所在地その他必要な事項を記載した届出書を提出するとともに、その写しを免税証の交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税証の交付を申請しようとするときは、この限りでない。
- 14 前項の届出書の様式は、総務省令で定める。
- 15 法第144条の21第3項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。
 - 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。
 - 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。
 - 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（料りに相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。
 - 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認めるとき。
- 16 法第144条の21第6項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。
 - 一 免税軽油使用者が前項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 免税軽油使用者が法第144条の27第1項の規定に違反して報告書を提出しないとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認めるとき。
- 17 法第144条の21第9項の規定による通知は、総務省令で定める様式の通知書でなければならない。

附則

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の2 1から3 略

4 法附則第12条の2の7第1項第4号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

5 法附則第12条の2の7第1項第4号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものとする。

一 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械

二 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機

6から9 略

⑧地方税法施行規則（関係条文）

(政令第43条の15第1項の総務省令で定める事項等)

第8条の38 政令第43条の15第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 免税軽油の用途に係る機械又は設備ごとの免税軽油の年間所要見込数量及びその合計数量

四 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

2 政令第43条の15第3項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 免税軽油使用者証の交付年月日及び番号

四 当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に係る免税軽油の数量及び当該数量の計算の基礎となつた期間

関係法令

- 五 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出)

第8条の39 法第144条の27第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称
 - 二 業種
 - 三 免税軽油使用者証の番号
 - 四 法第144条の27第1項の規定による報告の対象となる期間（以下この項において「報告対象期間」という。）の初日及び末日の年月日
 - 五 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この条において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）
 - 六 当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称
 - 七 当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項
 - 八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）
 - 九 当該報告対象期間の初日の前日及び末日における免税軽油の保有数量
 - 十 当該報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数
- 2 法第144条の27第1項の規定により報告書を提出しようとする免税軽油使用者証の交付を受けた者は、第16号の30様式による報告書に次に掲げる書類を添付して、これを当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。
- 一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、道府県知事が当該報告書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類



お問い合わせ

農林水産省
農村振興局整備部土地改良企画課
団体指導・利用調整班
03-3502-6006(直通)